

申告は3月17日(月)まで！ 郵送がおすすめ

市民税・県民税の申告が始まります

1月下旬に申告が必要と思われる方へ「令和7年度市民税・県民税申告書」を郵送しました。申告が必要となる方で、申告書が届かなかった場合は市民税課へご連絡ください。
☎市民税課(本庁舎2階) ☎963-9144

●申告をしないと、年金の受給、住宅ローンの審査、保育所の入所や公営住宅の入居申請等の際に必要な各種証明書(課税・非課税・納税証明書等)を発行できません

●申告会場は大変混雑します。郵送による申告にご協力ください

●市ホームページ(HP10298)でも申告書を作成できます

申告会場の混雑状況▶

自分が申告の必要があるか確認してみましょう

スタート！

令和7年1月1日現在、越谷市に居住していましたか？

越谷市に市民税・県民税の申告をする必要はありません。令和7年1月1日に住んでいた市区町村にご相談ください。

…はい

…いいえ

令和6年1月1日～12月31日の間に収入(遺族年金、障害年金、失業給付を除く)がありましたか？

越谷市内に居住する親族の税法上の扶養ですか？

② 所得税の確定申告をしますか？(確定申告が必要な方を参照)

② 国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している、または、所得に関する証明書が必要ですか？

①

②

勤務先が1カ所だけで年末調整をしていますか？(複数で合算して年末調整をしている場合を含む)

給与

どのような収入がありましたか？

公的年金等

営業、農業、不動産等

土地、株式等の譲渡等(※)

勤務先が越谷市に「給与支払報告書」を提出していますか？

源泉徴収票に記載の控除以外に控除の追加がありますか？

①

②

判定結果

① 市民税・県民税の申告が必要

(※)…分離課税を申告する場合は「市民税・県民税申告書(分離課税等用)」を申告書に添付してください

② 市民税・県民税の申告が不要

確定申告をした方は、市民税・県民税の申告は不要です

申告時に必要なもの * 下表は一般的な例です。不明な点は市民税課へ

対象	必要書類など	
申告者全員	・「マイナンバーカード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」等のマイナンバー確認書類 ・マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳、年金手帳、在留カード等の本人確認書類	
扶養親族・事業専従者がいる方	・扶養親族・事業専従者の収入金額が分かるもの ・扶養親族が国外居住である場合は、その親族に係る「親族関係書類」、「送金関係書類」または「38万円送金書類」、「留学ビザ等書類」	
所得関係	給与・年金所得者	源泉徴収票、給与明細、雇用主の支払証明書等
	事業(営業・農業)・不動産所得者	収入・経費・減価償却費の分かる帳簿や領収書等
	雑・一時所得者	収入・必要経費が分かる書類等(個人年金支払証明書等)
控除関係	社会保険料控除	社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等)の領収書等
	生命保険料控除	支払証明書
	地震保険料控除	
	医療費控除	医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書 * 領収書の添付・提示では適用できません
	勤労学生控除	学生証または在学証明書のコピー
	障害者控除	障害者手帳・戦傷病者手帳・障害者控除対象者認定書のコピー
寄附金税額控除		「寄附金受領証明書」または特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」

市役所での受け付け

2月17日(月)～3月17日(月)9:00～15:00
(土・日・祝除く)

会場 エントランス棟1階多目的ホール

* 受付時間・会場が昨年と異なります

* 出張受け付けについては広報こしがや1月号を参照

* 来庁の際は公共交通機関をご利用ください

所得税の確定申告

2月14日(金)まで

会場 越谷税務署(事前予約制)

2月17日(月)～3月17日(月)

会場 イオンレイクタウンkaze3階
イオンホール(整理券あり)

☎越谷税務署 ☎965-8111

確定申告が必要な方

●年金収入が400万円を超える、または年金収入が400万円以下で年金以外の所得が20万円を超える

●営業・農業・不動産等の所得合計が所得控除合計を超える

●給与収入が2,000万円を超える

●2カ所以上から給与の支払いを受けている

●勤務先で年末調整をしていない

●給与所得者で給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える

* 詳しくは越谷税務署 ☎965-8111 へお問い合わせください

次のような方は

●昨年中に所得がなかった

市民税・県民税申告書裏面14「前年課税所得がなかった方の記入欄」に必要な事項を記入し、郵送で市民税課へ。

●事業専従者のいる事業主

市民税・県民税申告書裏面10「事業専従者に関する事項」欄に必要な事項を記入し、郵送で市民税課へ。申告書と一緒に事業専従者の給与支払報告書もご郵送ください。

国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入の方は保険税(料)の算定のために所得の申告が必要です

世帯に一人でも未申告の方がいると、保険税(料)の均等割額の軽減の適用や高額療養費の所得判定ができず、不利益となる場合があります。無収入、扶養などの理由で確定申告や市民税・県民税の申告をしない方も必ずご申告ください。

☎国保年金課▶国民健康保険に加入の方…☎963-9146
▶後期高齢者医療制度に加入の方…☎963-9170、HP97852